

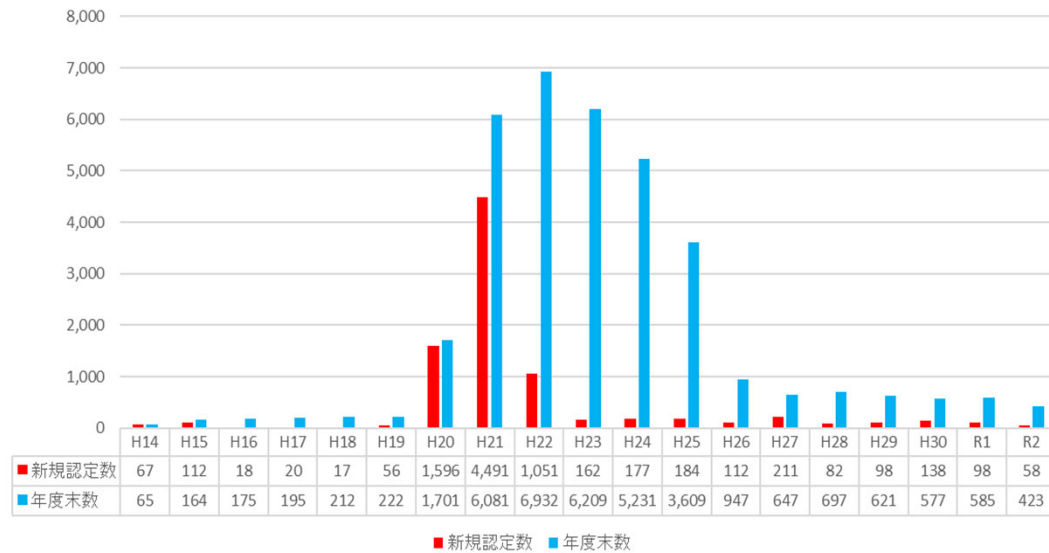
漁業経営改善制度の見直しについて

令和4年8月

水産庁

経営改善漁業者の認定数の推移と経営改善計画の目標達成状況

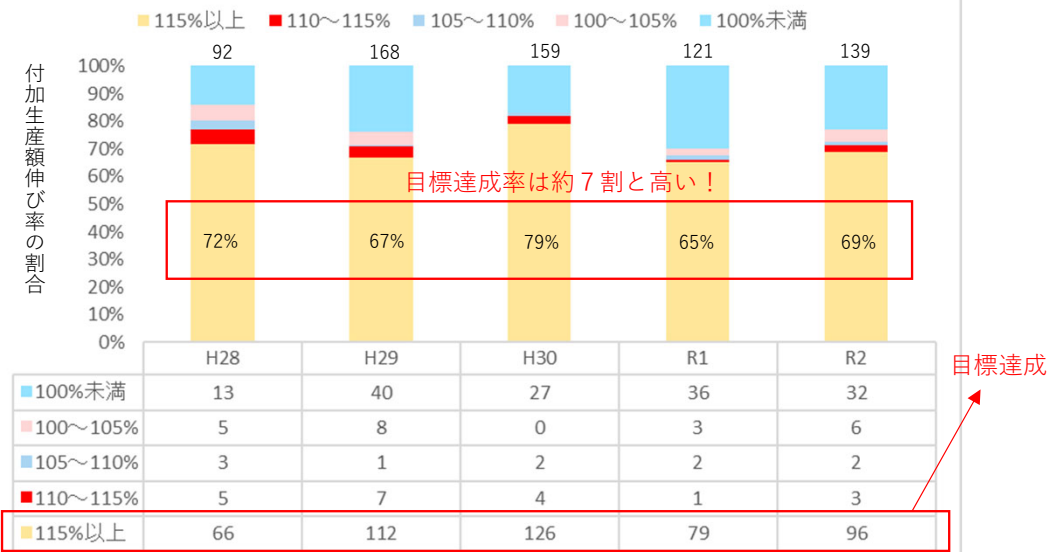
経営改善計画の新規認定者数及び年度末認定数の推移



(出典：水産庁調べ)

- ・平成20~22年度の新規認定者数の大幅な増加要因は、経営改善漁業者が「漁業収入安定対策」の加入要件となっていたことによるもの（現在は要件化していない。）
- ・令和2年度末時点の経営改善漁業者数423は漁業経営体（69,560経営体）に占める割合は、0.6%。

経営改善計画の目標達成状況



(出典：水産庁調べ)

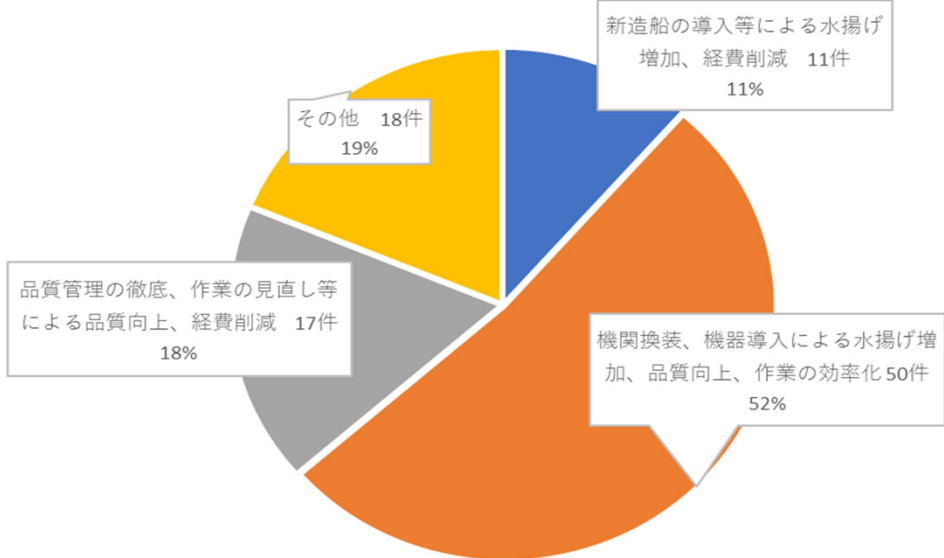
- ・棒グラフの上の数字は、その年度に終了した経営改善計画の数
- ・棒グラフ中のパーセントは、目標達成（「一般型」における目標：付加生産額等の伸び率が5年で15%以上）の割合
- ・表の数字は、令和2年度までの各年度に終了した経営改善計画の負荷生産額の伸び率毎の数

目標達成・未達成の原因について

- ・設備等（漁船、エンジン、機器）の更新等による作業効率の向上や品質向上に伴う水揚げ増や経費削減
- ・品質管理の徹底、作業工程の見直しに等による品質向上、経費削減等が目標達成の要因の大半を占めている。

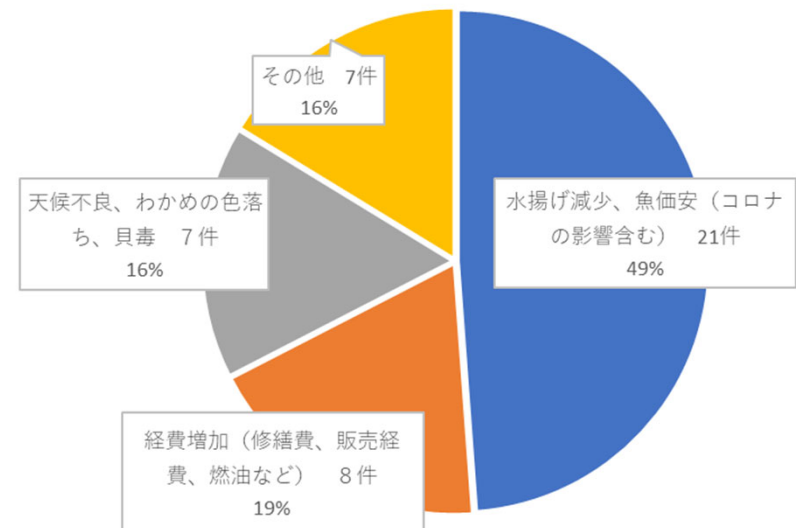
- ・水揚げ量の減少、魚価安等による売上減少
- ・修繕費、販売経費、燃油代等の経費増加
- ・天候不良、わかめの色落ち、貝毒の発生等が目標未達成の要因の大半を占めている。

R2目標達成（115%以上）の要因（全96）



（出典：水産庁調べ）

R2目標未達成（115%未満）の要因（全43件）



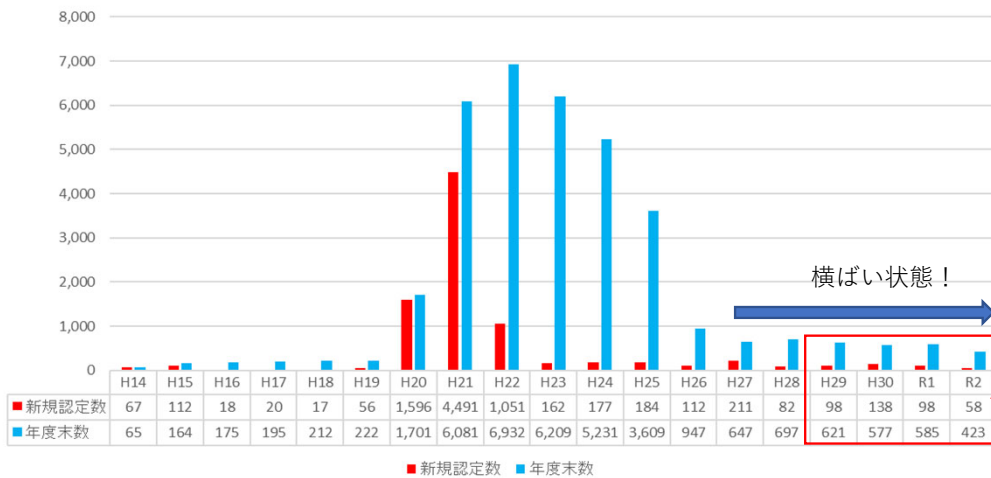
（出典：水産庁調べ）

経営改善計画の目標類型ごとの認定数の推移

- ・新規認定者数は、平成28年度以降は横ばい。
- ・平成27年度以前と比較して、平成23~27年度の平均169件に対し、平成28~令和2年度の平均95件と減少。

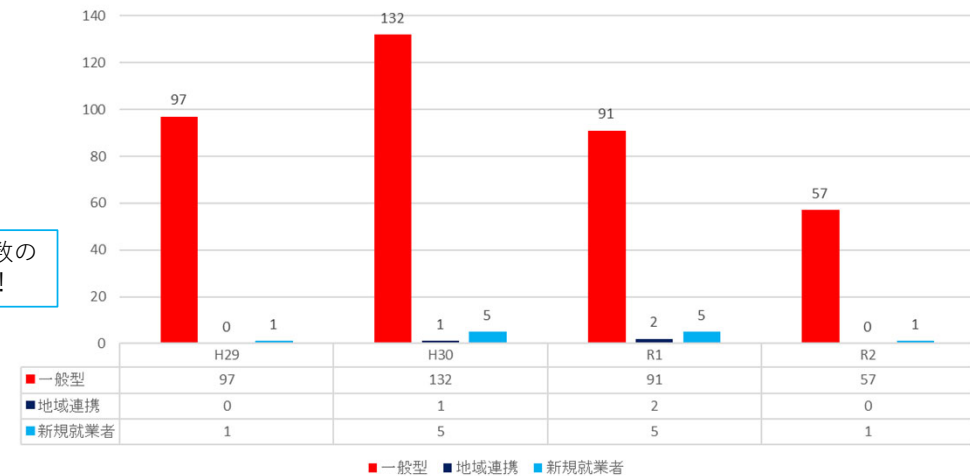
- ・平成29年度から経営改善計画の目標類型に、従来の「一般型」に加えて、「地域連携型」と「新規就業者型」を追加したが、新規認定者数の増加にはつながっていない。

経営改善計画の新規認定者数及び年度末認定数の推移



(出典：水産庁調べ)

経営改善計画の目標類型ごとの認定数の推移



(出典：水産庁調べ)

新規認定者数の
内訳を分析！

この状況を踏まえて！



【漁業経営改善制度の見直しの方向性について】

現行の経営改善の目標類型

- 「**一般型**」：5年で「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかの伸び率が基準値（15%）以上
- 「**地域連携型**」：3年以上5年以内で「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」のいずれかの伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上
- 「**新規就業者型**」：5年で「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上

現状

- 経営改善計画の新規認定数が増えておらず、直近5年間は低い水準で横ばい傾向。
- 平成29年度から経営改善計画の目標類型に、従来の「一般型」に加えて、「地域連携型」と「新規就業型」を追加したが、
●結果として、経営改善に取り組む漁業者の広がりは限定的であった。



見直しの方向性

- 上記の現状及び新たな水産基本計画に定められた水産施策の基本的な方針を踏まえ、漁業者に新たな分野へのチャレンジを
●促進できるよう制度（改善指針）の見直しを行うこととする。
 - ・ 海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施
 - ・ スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化
 - ・ ICT等を活用した生産性の向上、輸出の拡大等による養殖業の成長産業化
 - ・ 海業の振興等による漁村の活性化の推進

等

漁業経営改善制度

○ 漁業経営改善制度とは

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度です。

【農林水産大臣】

1. 漁業経営の改善に関する指針の策定

- ① 漁業経営の改善に関する事項
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

〔平成29年4月1日から、対象者の要件に「計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者」を追加〕

公表

【漁業者、漁業協同組合等】

2. 漁業経営改善計画の作成

- ① 漁業経営の改善の目標
- ② 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標
- ③ 漁業経営の改善の内容及び実施時期
- ④ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

申請

【農林水産大臣・都道府県知事】

3. 漁業経営改善計画の認定（認定基準）

- ① 2の計画の①から③に掲げる事項が1の指針に照らして適切なものであること
- ② 2の計画の③及び④に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること

（計画認定者）

〔農林水産大臣：かつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上）、遠洋底びき網漁業に係るもの、2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るもの等
都道府県知事：上記以外のもの〕

認定

<経営改善の内容の例示>

漁船その他の施設の整備・生産方式の合理化・経営管理の合理化等

<具体的な経営向上の目標>

【一般型】計画期間（5年）で「減価償却前利益（営業利益＋減価償却費）」、「付加生産額（営業利益＋減価償却費＋人件費）」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」の伸び率が基準値（当初15%）以上

【地域連携型】計画期間（3年以上5年以内）で「減価償却前利益」の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上

【新規就業者型】計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上

【認定を受けた漁業者、漁業協同組合等】

4. 支援措置

- ① （株）日本政策金融公庫からの設備資金及び長期運転資金の融通（漁業経営改善支援資金）
- ② 漁業協同組合等の民間金融機関からの短期運転資金の融通（漁業経営改善促進資金）
- ③ 漁業信用保証保険の優遇措置（独）農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ）
- ④ 補助事業による支援（利子助成による制度資金の実質無利子化）
- ⑤ 漁業権の移転制限に関する特例（定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能）